パラスポーツブロック連絡協議会設置要綱

(趣旨と名称)

第1条 全国の障がい者の地域におけるスポーツ振興を推進する目的で全国を8ブロックに分け、公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下『JPSA』という。)が連絡協議会を設置する。 名称をパラスポーツ連絡協議会(以下『連絡協議会』という。)とし、ここに設置に関することを定める。

(目的)

第2条 ブロック内の都道府県・政令指定都市(以下『県等』という。)が進めているパラスポーツ 振興の現状や課題、その課題解決に向けた方策や取り組み、そして今後のスポーツ振興に 関してのビジョン等の情報を共有するとともに、具体的な支援・協力体制の構築につなげ ること。

また、それぞれのブロック内の行政担当者、障がい者スポーツ協会職員及び障がい者スポーツセンター職員、公認パラスポーツ指導者が本会をきっかけに情報交換を進め、相互に協力しあう関係づくりを促進させるとともに、ブロック及び各県のパラスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡協議会の構成は、各ブロックの県等障がい者スポーツ所管課、JPSA登録障がい者スポーツ協会、登録障がい者スポーツ指導者協議会、登録障がい者スポーツセンター及びJPSAが特に必要と認めた者とする。

(ブロック)

第4条 地域を次の8ブロックに分けることとする。

| | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-------|---|
| ブロック | 都道府県・政令指定都市(地区)名 |
| 北海道 | 北海道、札幌市、及び道内5地区(道北、道央、道東、道南、オホーツク) |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県 |
| 関東 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、 |
| | 横浜市、川崎市、相模原市、山梨県 |
| 北信越 | 新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、長野県 |
| 中部・東海 | 静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県 |
| 近畿 | 滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県 |
| 中国・四国 | 鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県 |
| 九州 | 福岡県、福岡市、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

(所掌業務)

- 第5条 連絡協議会は第2条の目的を達成するため次の各号を行う。
 - (1) 各ブロックでのパラスポーツの普及振興に関する情報交換及び提供
 - (2) 各ブロックでのパラスポーツの普及振興に関する現状と課題の共有及びその 解決に向けた方策の意見交換
 - (3) 各ブロックでのパラスポーツの普及振興のための連携
 - (4) その他、各ブロックにおける目的達成に向けて必要な事項

(会議の開催)

- 第6条 連絡協議会はJPSAが主催し、JPSA会長が招集する。
 - 2 連絡協議会は、年1回以上開催する。
 - 3 連絡協議会の議事は、各ブロックの事務局とJPSAで事前協議のうえ、決定する。 なお、ブロックに事務局がない場合は、JPSAと各ブロック内で選任された障がい者スポーツ協会とで協議し、議事を決定する。

(運営)

- 第7条 開催の日程、場所の選定については、各ブロックの事務局または各ブロック内で選任された 障がい者スポーツ協会とJPSAで決定する。
 - 2 連絡協議会の議事の進行は各ブロックの事務局または各ブロック内で選任された障がい者 スポーツ協会とJPSAで行う。
 - 3 連絡協議会の運営について、疑義が生じた場合は、JPSAと調整のもと、別途細則を定める ことができる。

(設置要綱の変更)

第8条 本要綱は連絡協議会の合意のうえ、JPSAの承認を受けて変更することができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、JPSAのスポーツ推進部に置く。

附則

1 この規則は平成28年4月1日から施行する。

附則 〔令和3年10月1日一部改正〕

1 協会名称「日本パラスポーツ協会」への表記変更に伴い、「障がい」に関する表記を整理した。

附則 〔令和5年4月1日一部改正〕

- 1 公認パラスポーツ指導者への名称変更に伴い、「指導者」に関する表記を整理した。
- 2 構成員として、JPSA登録障がい者スポーツセンターを追加した。
- 3 北海道ブロックの道内地区にオホーツクを追加し、5地区とした。